

3. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定手続細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則第3条第2項に基づき、日本応用心理学会認定「応用心理士」(以下「応用心理士」という。)の認定の手続きに関し、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 「応用心理士」の認定を受けようとする者は、この細則の定めるところにより、審査料を添えて所定の申請書類を、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会(以下「認定審査委員会」という。)に提出しなければならない。

(認定の審査等)

第3条 認定審査委員会は、提出された申請書類について、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則並びに日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会規則に基づいて、審査を行うものとする。

2 認定審査委員会は、前項の審査の結果を日本応用心理学会理事長(以下「本学会理事長」という。)に報告するとともに、申請者に通知するものとする。

(認定)

第4条 本学会理事長は、認定審査委員会の審査の結果、合格した者のうち、所定の認定料を納入した者を「応用心理士」として認定し、認定証を交付する。

(登録及び公表)

第5条 本学会理事長は、前条により認定を受けた者を、日本応用心理学会認定「応用心理士」名簿に登録するとともに本学会機関誌「応用心理学研究」に掲載して公表する。

(審査料及び認定料)

第6条 当分の間、審査料は10,000円、認定料は30,000円とする。

(改正)

第7条 この細則の改正は、認定審査委員会の議を経て、日本応用心理学会理事会が行う。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、認定審査委員会が別に定める。

- 付則
- 1 この細則は、平成 5 年 9 月 11 日から実施する。
 - 2 この細則は、平成 12 年 9 月 9 日一部改正実施。